

横浜市個人情報保護審議会答申
(答申第20号)

令和2年7月16日

横 個 審 第 20 号
令和 2 年 7 月 16 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会
会 長 中村 俊規

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和 2 年 1 月 17 日 受付の個人情報の取扱いに係る是正の申出に係る令和 2 年 2 月
21 日 道交第 2311 号による諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条第1項の規定に基づき諮問された是正の申出の処理案について、是正の措置を講ずる必要はないという横浜市長（以下「実施機関」という。）の判断は、妥当である。

2 是正の申出の趣旨及び理由

本件是正の申出の趣旨及び理由は、次のとおりである。

申出者が特定年月日の13時30分頃に、道路局交通安全自転車政策課の特定職員宛に電話で行った「横浜市が放置自転車等返還申請届出書を用いて収集する個人情報の利用目的」についての問い合わせに対し、横浜市が利用目的を回答せず、条例第8条第2項及び横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）25頁【運用】(2)に違反した事案について是正を要求する。具体的には個人情報利用目的を市民に公開することを要求する。

3 申出内容に係る実施機関の説明要旨

実施機関の諮問書及び事情聴取における説明は、次のとおりである。

(1) 事実経過について

特定年月日の13時30分頃、申出者が、道路局交通安全・自転車政策課に電話し、横浜市が放置自転車等返還申請・受取書を用いて収集する個人情報の利用目的を明示するよう求めた。道路局交通安全・自転車政策課の担当職員が、当該電話に対応したが、当該利用目的を十分に説明できなかった。同日17時頃、当該職員の上司である係長が、申出者に電話し、当該利用目的は、自転車等を返還するため、返還申請書を受理することであることを説明した。

(2) 是正の措置の要否に関する実施機関の考え方

ア 放置自転車等の返還について

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第12条又は第13条第2項の規定に基づき保管場所へ移動した自転車等については、横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年8月横浜市規則第66号。以下「放置自転車規則」という。）第7条の規定に基づき自転車等の利用者等に返還しており、返還を受けようとする者は、

放置自転車等返還申請・受取書（放置自転車規則第5号様式。以下「返還申請・受取書」という。）を市長に提出しなければならないとしている。

返還申請・受取書には、申請者欄及び利用者欄にそれぞれの者の住所、氏名、電話番号等を記載するとともに、末尾には自転車等を受領した申請者の氏名を署名することとしており、実施機関はこれらの個人情報を収集している。

イ 条例第8条第2項（利用目的の明示に係る規定）違反について

放置自転車等の返還業務において、返還申請・受取書により収集する住所、氏名、電話番号、署名等の個人情報（以下「本件個人情報」という。）の利用目的は、自転車等を返還するため、返還申請書を受理することである。

条例第8条第2項では、「実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」と規定しているが、同項第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、この限りではないとしている。本件個人情報の収集については、放置自転車等の返還という特定の目的のために収集したものであり、返還に係る申請・受取の処理のみに用いるものであり、取得状況からみて利用目的が明らかであるため、条例第8条第2項第4号「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。」に該当し、利用目的を明示する義務は適用除外となると考える。なお、手引24頁【解釈】において、同様の趣旨が示されている。

これらの理由により、本件個人情報の収集について、あらかじめ利用目的を明示しないことは、条例第8条第2項に違反しないと考える。

ウ 手引25頁【運用】(2)違反について

手引25頁【運用】(2)には、「実施機関は、本項第4号に該当する場合であっても、本人から利用目的の明示を求められたときは、速やかに明示するものとする。」と記載されている。

申出者が特定年月日の13時30分頃に電話により利用目的の明示を求めた際、電話で応答した担当職員は利用目的を十分に説明することができなかったが、同日17時頃に当該職員の上司である係長が、申出者に電話して上記イで述べた利用目的を説明しており、手引に記載される運用の違反はないと考える。

エ 個人情報の利用目的を市民に公開するよう求めていることについて

上記イのとおり、返還申請・受取書により取得する個人情報は、利用目的の明示の原則の適用除外に当たると考えるが、利用目的については、「自転車等を返還するため、返還申請書を受理する」ことであると個人情報を取り

扱う事務開始届出書に記載し、当該届出書を公開している。

申出者は、個人情報の利用目的を市民に公開するよう求めているが、上記のとおり、すでに公開している。

以上のことから、本件是正の申出に対して、是正の措置を講ずる必要はないと考える。

4 審議会の判断

- (1) 本件是正の申出の趣旨は、申出人が道路局交通安全・自転車政策課に本件個人情報の利用目的について問い合わせたのに対して、同課が当該利用目的を回答しなかったことは、条例第8条第2項及び手引記載の同条に係る運用(2)の規定（以下「本件運用規定」という。）に違反するので、是正措置として、本件個人情報の利用目的を公開することを求めるといえるものと解される。
- (2) 条例第8条第2項では、実施機関による個人情報の収集に際してはあらかじめ本人にその利用目的を明示する義務があることを規定するとともに、同項各号のいずれかに該当する場合には当該義務がないことを規定し、また、本件運用規定では、条例第8条第2項第4号に該当し、あらかじめ個人情報の利用目的を明示する必要がない場合であっても、実施機関は、本人から利用目的の明示を求められたときは、速やかに明示することを規定している。
- (3) 諮問書及び当審議会における実施機関の説明によると、本件個人情報の収集については、放置自転車等の返還という特定の目的のために行うものであり、その用途は返還に係る申請・受取の処理のみに限られるとのことである。そうだとすると、その取得状況からみて利用目的が明らかであるといえるため、条例第8条第2項第4号の規定に該当し、本件個人情報の収集に際しては、その利用目的の明示は不要であると認められる。
- (4) また、諮問書及び当審議会における実施機関の説明によると特定年月日の13時30分頃、申出人から電話で本件個人情報の利用目的の問合せがあった際、応対した担当職員は利用目的を説明することができなかったが、同日17時頃に当該職員の上司である係長が申出人に電話し、「自転車等を返還するために、返還申請書を受理する」と説明したとのことである。
- (5) 以上の実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められず、実施機関が本件個人情報の利用目的を問われて速やかに回答しなかったとは認められない。また、当該回答が本件個人情報の利用目的の明示として不十分であったとも解されない。
よって、本件運用規定に違反する事実は認められない。

(6) 付言すると、是正の申出は条例違反が認められるときには是正の措置を求めることができる制度であるところ、本件運用規定は、市民への丁寧な対応を求める運用上の規定に過ぎず、これに違反したからといって条例第8条第2項に違反するものではない。

(7) なお、申出人は、是正措置として本件個人情報の利用目的の公開を求めているが、本件個人情報については、自転車等保管場所運営事務の事務開始届がなされ、その届出書には、事務の目的として「自転車等を返還するため、返還申請書を受理する」との記載がある。そして、当該届出書は市民情報センターで一般の閲覧に供され、公開されている。また、個人情報を取り扱う事務の事務開始届については、届出事項や市民情報センターで閲覧ができることが横浜市ホームページで案内されている。

(8) 結論

以上のとおり、本件是正の申出に対して是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の主張は、妥当である。

(審議会)

委員 大谷和子、委員 加島保路、委員 鈴木智子、委員 土井洋、
委員 中村俊規、委員 三品篤、委員 新田弘子、委員 吉田仁美

【参 考】

審 議 会 の 経 過

開 催 日	審 議 の 経 過
令和2年1月17日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
令和2年2月21日	実施機関から諮問書を受理
令和2年2月26日	審議
令和2年3月18日	審議
令和2年6月24日	審議